

## 市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 3 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

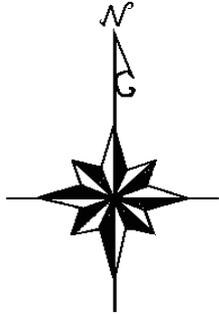
市道廃止申請に伴い路線を廃止する必要が生じたので、道路法第 10 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

## 市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定にもとづき、次の市道路線を廃止する。

路線名	起 終	点 点	備 考
青 2 2 5 7 号線	青梅市日向和田 1 丁目 2 5 番 2 青梅市日向和田 1 丁目 2 1 番 2		別 記 図 面 表示のとおり

市道路線廃止略図



青梅市日向和田1丁目地内



廃止する市道路線

延長

13.38メートル



議案第8号付属資料

市道路線の廃止資料

議案 番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 m <sup>2</sup>	道路部面積 m <sup>2</sup>
8	青2257号線	13.38	0.91	—	—	—